


| | | |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center;">岡山県公報</p> | <p style="text-align: center;">目次</p> | <p>○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p> |
| <p style="text-align: center;">発行 岡山県</p> | <p style="text-align: center;">担当課（室）</p> | <p style="text-align: center;">税務課 総務学事課</p> |
|  | | |
| <p style="text-align: center;">目次</p> | | |
| <p style="text-align: center;">担当課（室）</p> | | |

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六十八号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「自動車税の環境性能割」を削る。

第六条中「の種別割」を削る。

第十条第一項第六号中「の種別割」を削り、同項第八号中「自動車税の環境性能割」を削る。

第二十一条中「自動車税の環境性能割」を削る。

第三十三条の二第二項第五号中「第三十七条の二第五項」を「第三十七条の二第四項」に改め、同条第三項第一号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）」に改める。

第五十九条の二第二項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第一百五十五条第一項中「第一百四十五条第三号」を「第一百四十五条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の」を「その」に改め、「種別割によつて、それぞれ」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百五十五条の二第一項中「自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第一百五十五条の三中「(第四号に該当するものにあつては、種別割に限る。）」を削る。

第一百五十五条の四から第一百五十五条の十六までを削る。

第一百六条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第一百五十五条の三」を「前条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「医療法」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）」に、「第一百五十五条の三」を「前条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第一百五十五条の三」を「前条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第一百七条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「法第一百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に、

「同項」を「同項（同号に係る部分に限る。）」に改め、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に、「第四十四条の十一」を「第四十四条の三」に改める。

第百八条（見出しを含む。）及び第百九条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百九条の二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第一項に規定する新規登録（次条及び第百十条第一項において「新規登録」という。）」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百九条の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第十三条第一項に規定する移転登録」に改める。

第百十一条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十三条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「身体障害者が運転する」を「身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項において「身体障害者」という。）が運転する」に改め、同項第二号中「精神障害者等が運転する」を「精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項において「精神障害者等」という。）が運転する」に改め、同項第三号中「身体障害者等と生計を一にする者が当該」を「身体障害者又は精神障害者等（以下この項及び第三項並びに附則第二十一条の五において「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が当該」に、「通学等」を「通学、通院、通所、生業その他これらに類するもの（次号において「通学等」という。）」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「等（」の下に「法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等をいい、」を加え、「種別割」を削り、「もの（」を「ものであつて」に、「（」を「」を「」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第六条の三の前の見出し及び同条を削る。

附則第六条の三の二に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第三項において「居住年」という。）が」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けるときは」を「には」に、「合計額」を「合計額（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」に改め、同項第一号中「第十六条第一項」を「（平成七年法律第十一号）第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第二条」を「（昭和二十二年法律第七十五号）第二条」

に改め、同条第二項中「附則第六条の三の二第二項」を「附則第六条の三第一項」に改め、同条を附則第六条の三とする。

附則第六条の三の三第一項中「第十三条第一項の規定の」を「(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定の」に、「前二条」を「前条」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表中附則第六条の三第一項の項から附則第六条の三第一項第三号の項までを削り、同表附則第六条の三の二第二項の項中「附則第六条の三の二第二項」を「第一項」に、「第十三条第一項」を「(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項」に改め、同表附則第六条の三の二第二項第一号の項中「附則第六条の三の二第二項第一号」を「第一項第一号」に改め、同表附則第六条の三の二第二項第二号の項中「附則第六条の三の二第二項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「附則第六条の三の二第二項」を「前条第一項」に改め、同条を附則第六条の三の二とする。

附則第六条の三の四中「附則第六条の三の二第三項」を「附則第六条の三第三項」に改め、同条を附則第六条の三の三とする。

附則第七条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「、附則第六条の三の二第二項」を削る。

附則第八条第二項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）」との合計額」を加える。

附則第十条第三項第三号中「、附則第六条の三の二第二項」を削り、「、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第二項」を「及び附則第六条の三第一項」に改める。

附則第十条の二中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。
附則第十一条の二第三項第三号、附則第十一条の二の六第三項第三号及び附則第十一条の四第二項第三号中「、附則第六条の三の二第二項」を削り、「、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第二項」を「及び附則第六条の三第一項」に改める。

附則第十一条の五第二項中「当該県民税」を「同項に規定する県民税」に改める。

附則第十二条第三項第三号中「、附則第六条の三の二第二項」を削り、「、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第二項」を「及び附則第六条の三第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第三項中「、附則第六条の三」を削り、同項の表中附則第六条の三第一項第二号口の項を削り、同条第四項中「附則第六条の三、」を削る。

附則第十四条の六中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の七中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「が、」の下に「令和十年三月一日において」を加え、「の終了の日から六月を経過する日において博覧会」を削る。

附則第二十一条の三から第二十一条の三の六までを削り、附則第二十一条の二の二を附則第二十一条の三とする。

附則第二十一条の四の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。以下」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。次項第二号、次条第三項及び附則第二十一条の四の三第三項において」に、「法第四百九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。第一号、」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第四項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第四項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日まで最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第四項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十一条の四第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び第四項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの」に改め、同項第三号中「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から

充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。」を削り、同項中第四号から第六号までを削り、同条第三項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第七条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令で定めるもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの
- 三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

附則第二十一条の四の二第一項中「法第四百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第二十一条の四の三第一項中「法第四百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第二十一条の四の四第一項中「法第四百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削る。

附則第二十一条の五の見出し及び同条中「の種別割」を削る。

附則第二十三条第一項中「べき租税条約実施特例法」を「べき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条及び附則第二十三条の三において「租税条約実施特例法」という。）」に改め、同条第二項第三号及び第五項第三号中「、附則第六条の三の二第一項」及び「及び附則第六条の三の二第一項」を削る。

附則第二十三条の二第二項第三号及び第五項第三号中「、附則第六条の三の二第一項」及び「及び附則第六条の三の二第一項」を削る。

附則第二十六条第三項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

4 施行日前に岡山県税条例第百三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第百四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第百三条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
7 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の岡山県税条例第百五

条の第十三第一項又は第百五条の第十五第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る同条例第百五条の第十四第一項又は第百五条の第十五第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

8 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(過料に関する経過措置)

9 施行日前にした行為及び附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税環境性能割に係る施行日後にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

(証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例の一部改正)

10 証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五条の十一第一項及び」を削る。

(証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の納付に係る証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例の適用については、なお従前の例による。

(岡山県産業廃棄物処理税条例の一部改正)

12 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について
地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割を廃止する等所要の改正を行うものである。